

霧島市条例第6号  
令和2年3月30日

霧島市いきいきチケットの交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

### 霧島市いきいきチケットの交付に関する条例の一部を改正する条例

霧島市いきいきチケットの交付に関する条例（平成18年霧島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「高齢者等に」の次に「対し」を加え、「あん摩マッサージ、はり及びきゅうによる施術並びに公衆浴場の利用並びに乗合自動車への乗車をすることができる」を「健康の保持若しくは増進又は移動支援に係るサービス等の提供を受けることができる」に、「し」を「することにより」に改め、「健康保持と」を削る。

第2条中「市内」を「、市内」に改め、同条第2号中「(以下「身体障害者手帳等」という。）」及び「(前号に掲げる者を除く。）」を削る。

第3条中「いきいきチケット」を「交付対象者に交付するいきいきチケット」に、「、限度額」を「及び1回当たりの使用限度額」に、「市長が」を「規則で」に改める。

第5条の見出し中「指定」を「事業者の指定等」に改め、同条中「掲げる者」の次に「のうち」を加え、「いきいきチケットを利用できる」を「、いきいきチケットにより対象サービス等の提供を受けることができる」に改め、同条第1号中「第3条の」を「第3条の3に規定する」に改め、同条第2号中「の」を「に規定する」に、「有する」を「受け、公衆浴場を営業する」に改め、同条第3号中「第3条第1号イの」を「第3条第1号イに規定する」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 市内で道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者

第5条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

いきいきチケットは、規則で定める市が運営する健康増進施設の使用及び市が運行する自家用有償旅客運送自動車への乗車並びに次の各号に掲げるサービス等(以下「対象サービス等」という。)に限り利用することができる。

- (1) あん摩マッサージ、はり及びきゅうによる施術
- (2) 公衆浴場での入浴
- (3) 一般乗合旅客自動車への乗車
- (4) 一般乗用旅客自動車への乗車

第6条中「前条の」を「前条第2項の規定により指定を受けた」に、「次の各号のいずれかに該当する」を「同項各号に規定する要件を欠くに至ったときその他市長が同項に規定する事業者として指定することが不相当と認めた」に、「指定」を「当該指定」に改め、同条各号を削る。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。